

◎新潟県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年2月24日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟村松三川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
五泉市笹目字屋敷添 388 番 1 から 同市小面谷字カラストマリ 965 番 3 まで	新	8.8～45.5メートル	379.4メートル
	旧	(A) 5.0～13.8メートル	388.3メートル
		(B) 8.8～45.5メートル	379.4メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分